5 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

(1) 有害物質

(1) 有害物質			
有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シ ア ン 化 合 物	1 mg/L	シスー1, 2ージクロロエチレン	0.4 mg/L
有 機 燐 化 合 物 (パラチオン、メチルパラ	1 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
チオン、メチルジメトン及 び E P N に 限 る 。)	1 llig/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	チゥラム	0.06 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	シマジン	0.03 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L	チォベンカルブ	0.2 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	ベンゼン	0.1 mg/L
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L	セレン及びその化合物	0.1 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/L 海域 230 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L 海域 15 mg/L
ジクロロメタン	0. 2 mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物	100 mg/L
四 塩 化 炭 素 1,2-ジクロロエタン	0.02 mg/L 0.04 mg/L	及び硝酸化合物 1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

- 備考 1 アルキル水銀の「検出されないこと。」とは、0.0005 mg/L 未満をいう。
 - 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和 49 年政令第 363 号)の施行の際、現にゆう出している温泉(温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第2条第1項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 - 3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。
 - 4 別表1に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、令和3年11月30日までは同表のとおりとする。
 - 5 別表2に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、令和4年6月30日までは同表のとおりとする。
 - 6 別表3に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、令和3年5月24日までは同表のとおりとする。

別表1

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及び その化合物 (単位 mg/L)	金属鉱業	0.08

備考

中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

別表2

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度				
	電気めっき業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	30				
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)					
ほう素及びその化合物 (単位 ほう素の量に 関して、mg/L)	下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。)を利用するものに限る。)に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	50				
	金属鉱業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	100				
	旅館業(温泉を利用するものに限る。)	500				

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

有害物質の種類	業種その他の区分	許容限度
	ほうろう鉄器製造業(海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	12
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
ふっ素及びその化合物 (単位 ふっ素の量に関	旅館業(水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。)	15
(単位 かつ系の重に関 して、mg/L)	旅館業(温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。)を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
	電気めっき業(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40
	旅館業(温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)を利用するものであつて1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50
アンモニア、アンモニ	下水道業(下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。)	130
ウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	酸化コバルト製造業	120
(単位 アンモニア性 窒素に0.4を乗じたも	畜産農業	500
の、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素の合計量に	ジルコニウム化合物製造業	600
関して、mg/L)	モリブデン化合物製造業	1, 400
	バナジウム化合物製造業	1.650
	貴金属製造・再生業	2, 800

備考

- 1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに中欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。
- 2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

 $\Sigma \operatorname{Ci} \cdot \operatorname{Qi}$

Q

_ この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ci 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値(単位:ほう素の量に関して、mg/L)
- Qi 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量 (単位:m³/日)
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位:m³/日)

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

別表3

有害物質の種類	業種	許容限度 (mg/L)
1, 4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	3
(単位 mg/L)	エチレングリコール製造業	3

備考

中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

暫定排水基準の適用については、業種等の詳細な状況について判断が必要であるため、必ず相談窓口に確認してください。

(2) その他の項目(生活環境項目)

佰 日	水素イン	オン濃度		化学的酸素 要 求 量	浮遊物質量	ノルマルヘキ	サン抽出物質	フェノール
項目	(水素指数	(pH)	酸素要求量(BOD)	要 求 量 (СОД)	(SS)	鉱油類	動植物 油脂類	類
	海域以外の	海域	160 mg/L	160 mg/L	200 mg/L			
許容限度	公共用水域 5.8~8.6	5.0~9.0	(日間平均 120)	(日間平均 120)	(日間平均 150)	5 mg/L	30 mg/L	5 mg/L

項	皿	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	大腸菌群数	窒素	りん
許容	限度	3 mg∕L	2 mg/L	10 mg/L	10 mg/L	2 mg/L	日間平均 3,000 個/cm ³	120 mg/L (日間平均 60)	16 mg/L (日間平均 8)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工 場又は事業場に係る排出水について適用する。
 - 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排出基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱 を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
 - 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際(昭和 49 年 12 月1日) 現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
 - 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出 水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に 限って適用する。
 - 6 窒素及び燐含有量についての排水基準は、窒素及び燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
 - ・環境大臣が定める湖沼(富山県分)

項目	湖 沼 名
室 素	なし
りん	有峰ダム貯水池(有峰湖)、久婦須川ダム貯水池、熊野川ダム貯水池、祐延ダム貯水池、藤ヶ池、室牧ダム貯水池、黒部ダム貯水池(黒部湖)、五位ダム貯水池、子撫川ダム貯水池、桑ノ院ダム貯水池、布施川ダム貯水池、臼中ダム貯水池、桜ヶ池、城端ダム貯水池、刀利ダム貯水池、利賀川ダム貯水池、境川ダム貯水池(桂湖)、上市川ダム貯水池、上市川第二ダム貯水池、白岩川ダム貯水池、朝日小川ダム貯水池、

・環境大臣が定める海域(富山県分)………該当なし。

7 別表に掲げる項目につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、令和3年 12月10日までは同表のとおりとする。

別表

項目	業種	許容限度
	金属鉱業	
	電気めっき業	
亜 鉛 含 有 量 (単位 mg/L)	下水道業(金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。 備考第2項において「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れるものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	5

備考

- 1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。
- 2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\frac{\Sigma \operatorname{Ci} \cdot \operatorname{Qi}}{\Omega}$$

この式において、Ci、Qi 及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- Ci 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常の値(単位:mg/L)
- Qi 当該下水道に排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量 (単位:m³/日)
- Q 当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位:m³/日)